

26 公埼理第 347 号
平成 26 年 11 月 28 日

関係市町村 高齢者福祉 担当課長
地域包括支援センター・地域支援事業 ご担当
(新) 地域リハビリテーション活動支援事業 ご担当 } 様

公益社団法人 埼玉県理学療法士会
会長 清宮清美
副会長・職能局長 岡持利直
西部ブロック理事 野田 剛



ご挨拶（公開講座のご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当会の活動に格別なるご配慮、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

この度、平成 26 年度（公社）埼玉県理学療法士会 西部ブロック公開講座を別紙の通り、開催いたしますのでご案内申し上げます。

現在、地域支援事業の充実において、医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防など、多分野において、平成 29 年度を目指し各市町村で準備が進められている最中と存じます。これらを推進するために、国より示された「(新) 地域リハビリテーション活動支援事業」については、埼玉県では独自に「地域リハビリテーション支援体制整備事業」として、平成 26 年度より、療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）を市町村事業等へと派遣するシステムを稼働させたところであります。

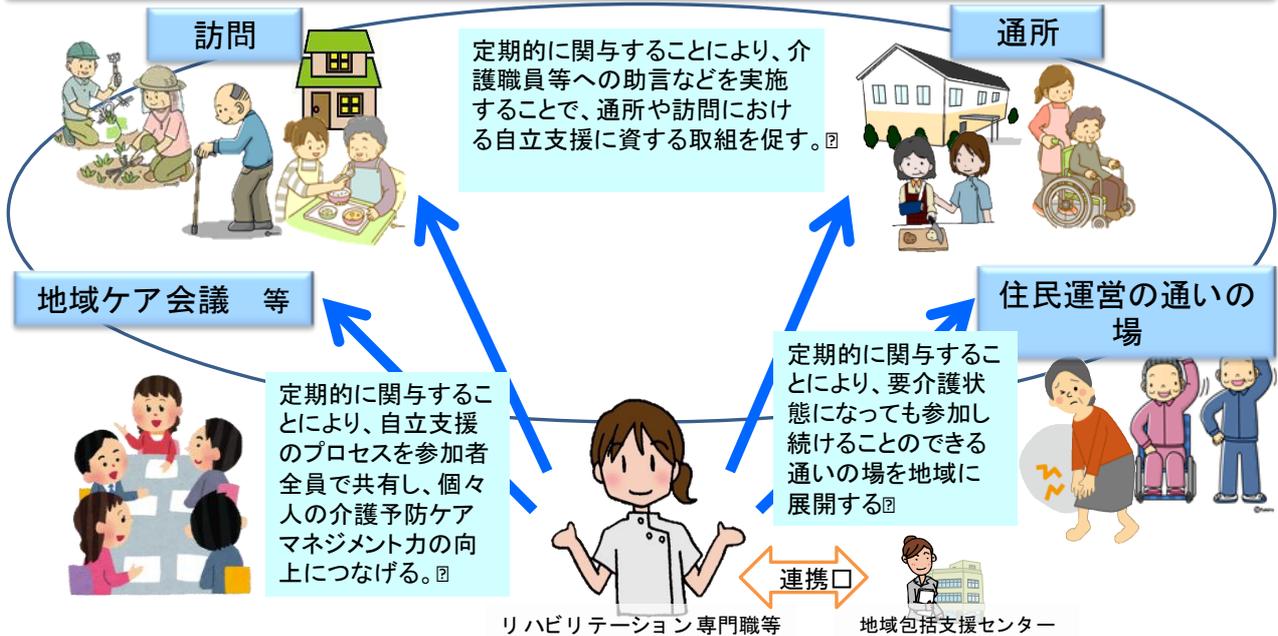
この度の研修会では、療法士を介護予防や地域内医療介護連携、地域ケア会議などに活用して、具体的効果を上げている大阪府大東市より講師を招き、取り組み内容やその効果について共有しつつ、埼玉県内での地域リハビリテーション活動支援事業の現状についてご報告させていただきます。

ぜひ、ご理解の上、関係担当者のご参加につき、ご配慮頂けると幸いです。

敬具

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。□



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

埼玉県障害者福祉推進課

地域リハビリテーション支援体制について

高齢者や障害者が、地域で適切なリハビリテーションを受けられるように、地域包括ケアにおけるリハビリテーション支援体制を構築する。□

